

第 233 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 6 年 3 月 21 日(木) 午前 9 時 00 分～ 午前 11 時 00 分

2. 場 所 横田庁舎 大会議室

3. 出席委員 (39名)

1番 恩田 洋一	2番 石原 隆幸	3番 藤原 寿成	5番 岩田 孝史
6番 古田川光彦	7番 永濱 孝之	8番 安部 治美	9番 石原 博
10番 高橋 正敏	11番 藤原 克巳	12番 和久利 勝	13番 石原 敬士
14番 和久利 健	15番 立石 覚	16番 大坂 茂	17番 安部 備造
18番 金倉 弘美	19番 藤井 卓	20番 八澤 幹夫	21番 森合 健一
22番 藤原 昭則	23番 渡部 雅一	24番 佐藤 昌利	25番 石原 宏二
27番 若月 勝久	29番 藤原 功	30番 山田 幸則	31番 白名 貴美子
33番 新田 昭喜	34番 卜藏 秀夫	35番 浅野 保男	36番 川西 雄二
37番 小池 俊彦	38番 堀尾 敏久	39番 大塚 真人	40番 安部 秀男
41番 梅木 達也	42番 松島 昭夫	43番 原田 二郎	

4. 事務局又は説明者

農 業 委 員 会 事務局長補佐 福 田 貴 美 子

5. 欠席委員 (4名)

4番 藤原 康正	26番 賀元 亨	28番 藤原 修	32番 嵐谷 行徳
----------	----------	----------	-----------

6. 議事日程

日程第 1 号 議事録署名委員の指名

日程第 2 号 報告第 1 号 農地の合意解約に関する届け出について

報告第 2 号 農用地の形状変更に関する届け出について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農用地利用集積計画の承認について (利用権設定・一括方式)

議案第 5 号 農用地利用集積計画の承認について (利用権の設定)

その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	ただいまより、奥出雲町農業委員会第233回総会を開催いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者は4番 藤原委員。出席者は18名中17名、過半数に達しており本日の総会は成立いたします。農地利用最適化推進委員は26番、28番、32番の3名が欠席となっています。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条第3号の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、6番 古田川委員、7番 永濱委員にお願いをいたします。 本日上程いたします議題は日程のとおりであります。報告第1号からその他まで順次行います。 それでは議事に入ります。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	報告第1号、農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和6年3月21日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□外6筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2, 232㎡他で9, 645㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地。賃借人氏名 △△△△ 相続人◇◇◇◇、住所 ●●●●番地。解約成立日、土地引渡時期、いずれも令和6年2月11日。解約の理由、双方の合意による。 番号2、農地の所在 □□□□外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積715㎡他で3, 367㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番地。解約成立日、土地引渡時期、いずれも令和6年2月13日。解約の理由、双方の合意による。 番号3、農地の所在 □□□□外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2, 332㎡他で3, 833㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番地。解約成立日、土地引渡時期、いずれも令和5年12月31日。解約の理由、双方の合意による。以上です。
議長	事務局説明が終わりました。報告事項ですので質疑等はいりません。 次に報告第2号、農用地の形状変更に関する届出について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	報告第2号、農用地の形状変更に関する届出について、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和6年3月21日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□外1筆。地目は登記簿/田または畑、現況/田。面積 2, 327㎡他で計5, 927㎡。届出者氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地。形状変更の理由 田区への取水が困難な状況であり、現在河川からポンプにより取水している。作業効率が悪く嵩上げを行い、区画整理をしたうえで、畑として利用したい。工事の計画は、令和6年6月から令和8年3月まで。以上です。
議長	事務局説明が終わりました。報告事項ですので質疑等はいりません。 次に議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を上程いたします。

事務局説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和6年3月21日提出、奥出雲町農業委員会会長。

番号1、農地の所在 □□□□外4筆。地目は登記簿/現況ともに田または畑。面積は1,269㎡他で4,017㎡。権利種別、3条使用貸借。内容は更新です。貸付人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、使用貸借による権利の設定。借受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番地。権利取得後の経営面積はご覧のとおりです。資料2に地図を載せておりますので、ご覧ください。

番号2、農地の所在 □□□□外12筆。地目は登記簿/現況ともに田または畑。面積は872㎡
他で11,369㎡。権利種別、3条使用貸借。内容は更新です。貸付人氏名 ○○○○、住所 ▲
▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、使用貸借による権利の設定。借受人
氏名 △△△△、住所 ●●●●番地。権利取得後の経営面積はご覧のとおりです。資料3に地
図を載せておりますので、ご覧ください。

番号3、農地の所在 □□□□外1筆。地目は登記簿/現況ともに田または畑。面積は309㎡
他で計408㎡。権利種別、3条無償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地。経営
面積はご覧のとおりです。申請事由は所有権の移転。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●
番地。権利取得後の経営面積は4.1aです。資料4に地図を載せておりますので、ご覧ください。

番号4、農地の所在 □□□□1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積は515㎡。権利種別、3条有償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地。経営面積はご覧のとおりです。対価は、総額◇◇◇◇円。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番地。権利取得後の経営面積は148.3aです。資料5に地図を載せておりますので、ご覧ください。

番号5、農地の所在□□□□外1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積は412㎡他で803㎡。権利種別、3条有償移転。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番地。権利取得後の経営面積は21.4aです。対価は総額◇◇◇◇円。資料5に地図を載せておりますので、ご覧ください。

これらの案件につきましては、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、権利取得後において行う耕作など事業に必要な農作業に従事する」と見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長

事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について、2番石原委員、お願いいたします。

2番

議案第1号番号1につきまして2番石原が補足説明をさせていただきます。

農地は、△△△△地内で、大きな建物でいうと、■■■■■があります。○○○○さんは、去年もしっかり田圃を作っておられまして、ただ、冬頃から足腰が悪くなり、田圃をどうにかしたいというご相談を受けていますが、まだ自分の管理下で耕作したいということで、今回の案件を承りました。特段荒れているところもなく、問題もないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

補足説明が終わりました。続いて番号1について質疑に入ります。

	質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号1について承認することに決しました。 続いて番号2について、23番渡部委員、補足説明をお願いします。
23番	議案第1号番号2につきまして23番渡部が補足説明をさせていただきます。 現場を確認しましたが、きれいに整備されておりますし、何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号2について承認することに決しました。 続いて番号3について、8番安部委員、補足説明をお願いします。
8番	議案第1号番号3につきまして8番安部が補足説明をさせていただきます。 出し手の▲▲▲▲さんは□□□□の方、受け手の●●●●さんは、いま△△△△に在住です。ともに他市県の方ですが、▲▲▲▲さんは●●●●さんの叔父に当たりまして、●●●●さんは昨年定年退職をされ、若干作物を育ててみたいという思いがございまして、今回、▲▲▲▲さんの圃場を無償で移転され、たまにこちらへ帰って農業をしたいということでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号3について承認することに決しました。 続いて番号4について、35番浅野委員、補足説明をお願いします。
35番	議案第1号番号4につきまして35番浅野が補足説明をさせていただきます。 場所は、■ ■ ■ ■自治会内で、○○○○さんの自宅付近の圃場です。▲▲▲▲さんはご高齢であり耕作の継続ができないことと、この農地が○○○○さんの家の前で、畑として野菜作りなど利便性が良い等、条件が整っていて、▲▲▲▲さんも望んでおられる申請となっています。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長	補足説明が終わりました。続いて番号4について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号4について承認することに決しました。 続いて番号5について、37番小池委員、補足説明をお願いします。
37番	議案第1号番号5につきまして37番小池が補足説明をさせていただきます。 場所は、●●●●の入り口付近でございます。△△△△さんは現在、他県にお住まいで、家と もども、畑を誰かに譲りたいという話でございまして、今回、■■■■さんが、住宅と合わせて畑も 購入したいということで、双方、金額も含め合意しています。ご審議のほどよろしくをお願いいたしま す。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号5について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号5について承認することに決しました。 次に議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を上程 いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第2号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。 令和6年3月21日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□1筆。地目は登記簿/田、現況/宅地。面積591㎡。申請人氏 名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。転用目的は宅地。施設等は畜舎敷地、生活資材置場。転用 理由は畜舎は、居宅と一体的生活用とし、その他は資材置場等で使用するため。追認です。顛 末書を読みます。除地の関係につきましては、平成6年に許可されています。資料7に地図を載 せておりますので、参考にご覧ください。 番号1は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2 種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する「申請に係る農 地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができ ない」場合に該当するものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について27番若月委員、お 願いいたします。
27番	議案第2号番号1につきまして27番若月が補足説明をさせていただきます。 農地は、○○○○自治会にございます。先ほどの顛末書にもありましたように、平成6年に除地 の申請をして許可を得ていらっしゃいましたが、その後、転用の手続きがされていなかったとい うところです。今後も、畜舎や資材置き場として使用したいということでございますので、ご審議のほ

	どよろしくお願いいいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声)
議長	承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号1について承認することに決しました。 次に議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第3号、農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。 令和6年3月21日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□1筆。地目は登記簿/田、現況/宅地。面積133㎡。権利種別は所有権移転です。譲渡人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地。職業、無職。譲受人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地。職業、農業。転用目的は倉庫用用地。施設等、倉庫等。申請理由、農業用資材を入れるため。対価は◇◇◇◇円。追認です。顛末書を読みます。 除地については、県の同意を得て、令和3年6月1日に公告されています。資料8に地図を載せていますので、ご覧ください。 許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する「周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について35番浅野委員、お願いいいたします。
35番	議案第3号番号1につきまして35番浅野が補足説明をさせていただきます。 場所は、■自治会内で、○○○○さんの自宅の前です。▲▲▲▲さん宅と○○○○さん宅は近接した隣同士であり、○○○○さんは、農業用資材等を保管する場所が他になく、やむを得ずこの土地に倉庫を建設した次第であります。手続きが前後しており、本人は反省しております。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号1について承認することに決しました。
議長	次に議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(一括方式)を上程いたします。事務局説明をお願いします。

事務局	議案第4号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和6年3月21日提出、奥出雲町農業委員会会長。 農地中間管理機構 公益財団法人しまね農業振興公社 を介して行う(一括方式)農地利用集積について利用権の設定を受ける者ごとにご説明します。 番号1、受け手は、住所△△△△番地、氏名●●●●●。 番号1、農地の所在 □□□□1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積995㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地。利用目的は田。期間は10年9カ月、賃貸借です。 番号2から4まで、受け手は、農事組合法人■●■●■。 番号2、農地の所在 □□□□外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積3,753㎡他で計8,875㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地。利用目的は田。期間は9年9カ月、賃貸借です。 番号3、農地の所在 □□□□外8筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,122㎡他で計15,458㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。利用目的は田。期間は9年9カ月、賃貸借です。 番号4、農地の所在 □□□□1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,215㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。利用目的は田。期間は9年9カ月、賃貸借です。 番号5から27まで、受け手は、農事組合法人■●■●■。 番号5、農地の所在 □□□□1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,211㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。利用目的は田。期間は10年9カ月、賃貸借です。 番号6、農地の所在 □□□□外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,632㎡他で計6,031㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。利用目的は田。期間は10年9カ月、賃貸借です。 番号7、農地の所在 □□□□外5筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積874㎡他で計9,035㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。利用目的は田。期間は10年9カ月、賃貸借です。 番号8、農地の所在 □□□□外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,798㎡ 他で計7,048㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。利用目的は田。期間は10年9カ月、賃貸借です。 番号9、農地の所在 □□□□外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,352㎡ 他で計2,820㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。利用目的は田。期間は10年9カ月、賃貸借です。 番号10、農地の所在 □□□□外6筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,125㎡ 他で計16,056㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。利用目的は
-----	--

田。期間は10年9カ月、賃貸借です。

番号11、農地の所在 □□□□外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,575㎡ 他に計9,888㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。利用目的は田。期間は10年9カ月、賃貸借です。

番号12、農地の所在 □□□□外7筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,298㎡ 他に計13,251㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。利用目的は田。期間は10年9カ月、賃貸借です。

番号13、農地の所在 □□□□外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積677㎡他に計2,957㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。利用目的は田。期間は10年9カ月、賃貸借です。

番号14、農地の所在 □□□□外6筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,771㎡他に計8,743㎡です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。利用目的は田。期間は10年9カ月、賃貸借です。

番号15、農地の所在 □□□□外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,766㎡他に計8,633㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。利用目的は田。期間は10年9カ月、賃貸借です。

番号16、農地の所在 □□□□外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,870㎡他に計6,802㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。利用目的は田。期間は10年9カ月、賃貸借です。

番号17、農地の所在 □□□□外5筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,951㎡他に計10,052㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。利用目的は田。期間は10年9カ月、賃貸借です。

番号18、農地の所在 □□□□外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,336㎡他に計2,642㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。利用目的は田。期間は10年9カ月、賃貸借です。

番号19、農地の所在 □□□□外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,928㎡他に計4,901㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。利用目的は田。期間は10年9カ月、賃貸借です。

番号20、農地の所在 □□□□1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,951㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。利用目的は田。期間は10年9カ月、賃貸借です。

番号21、農地の所在 □□□□外5筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,527㎡他に計12,551㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。利用目的は田。期間は10年9カ月、賃貸借です。

番号22、農地の所在 □□□□外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,935㎡他に計9,889㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。利用目的は田。期間は10年9カ月、賃貸借です。

番号23、農地の所在 □□□□外6筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,228㎡他に計13,600㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。利用目的は

	田。期間は10年9カ月、賃貸借です。 番号24、農地の所在 □□□□外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,639㎡他で5,464㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。利用目的は田。期間は10年9カ月、賃貸借です。 番号25、農地の所在 □□□□外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積713㎡他で2,649㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。利用目的は田。期間は10年9カ月、賃貸借です。 番号26、農地の所在 □□□□外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,253㎡他で7,506㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。利用目的は田。期間は10年9カ月、賃貸借です。 番号27、農地の所在 □□□□外7筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,848㎡他で13,103㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。利用目的は田。期間は10年9カ月、賃貸借です。 番号28から32まで、受け手は、有限会社■■■■。 番号28、農地の所在 □□□□外6筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,651㎡他で計12,118㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。利用目的は田。期間は9年9カ月、賃貸借です。 番号29、農地の所在 □□□□外5筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,917㎡他で計6,864㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。利用目的は田。期間は9年9カ月、賃貸借です。 番号30、農地の所在 □□□□外8筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,427㎡他で計15,993㎡。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。利用目的は田。期間は9年9カ月、賃貸借です。 番号31、農地の所在 □□□□外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,614㎡他で計6,701㎡です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。利用目的は田。期間は9年9カ月、賃貸借です。 番号32、農地の所在 □□□□外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,795㎡他で計3,585㎡です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。利用目的は田。期間は9年9カ月、賃貸借です。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について8番安部委員、お願いいたします。
8番	議案第4号番号1につきまして8番安部が補足説明をさせていただきます。 □□□□さんの圃場は●●●●自治会内にございます。いままで△△△△さんが耕作をされておりまして、今回、しまね農業振興公社を介した一括方式での申請をされ、新規ということになっています。何ら問題ないと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	補足説明が終わりました。続いて番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号1について承認することに決しました。 続いて番号2から番号4について、受け手がおなじ農事組合法人■■■■■ですので、8番安部委員、一括補足説明をお願いします。
8番	議案第4号番号2から番号4につきまして8番安部が補足説明をさせていただきます。 番号2について、こちらまた●●●●●地内にある圃場でございます。 番号3について、△△△△さんの圃場は■■■■■地内にあり、〇〇〇〇へ向かう町道に面しています。 番号4について、こちらの圃場も●●●●●地内にございます。 新規ということですが、本日までずっと、認定農業者である農事組合法人△△△△がしっかり耕作しており、いずれも問題ないと考えています。 ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号2から番号4について質疑に入ります。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号2から番号4について承認することに決しました。 続いて番号5から番号27について、受け手が同じ農事組合法人■■■■■ですので、36番川西委員、一括補足説明をお願いします。
36番	議案第4号番号5から番号27につきまして36番川西が補足説明をさせていただきます。 いままでも農事組合法人■■■■■が耕作されており、適切に運営、作付けをしておられます。更新ですが、中間管理機構を通したことにより新規ということになっています。何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号5から番号27について質疑に入ります。 質疑ございませんか。15番大坂委員。
15番	賃借料について、総額等がバラバラなのはどういう理由ですか。
議長	事務局、説明をお願いします。
事務局	事務局から説明させていただきます。一括方式の申請書には、10a当たりの金額が記入されています。「10a当たり賃借料」の欄に「◇◇◇◇円」とある場合、どの筆に対しても「10a当たり

事務局	◇◇◇◇円」ということです。「総額▲▲▲▲円」となっている場合、筆の中に10a当たり●●●●●円という、単価の違うものが混じっています。以上です。
15番	わかりました。
議長	他にございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号5から番号27について承認することに決しました。 続いて番号28から番号29について、有限会社の関係でございますので、35番浅野委員、一括補足説明をお願いします。
35番	議案第4号番号28から番号29につきまして35番浅野が補足説明をさせていただきます。 番号28について、場所は▲▲▲▲自治会内になります。□□□□さんは、今まで頑張って水田を自分で耕作しておられましたが、ご高齢になり、そろそろ有限会社■●●●■へお願いしたいということで今回契約の運びとなりました。 番号29について、場所は▲▲▲▲自治会内になります。△△△△さんですが、ご高齢になり、耕作を続けていくことが困難な状況になったため、今回、有限会社■●●●■へお願いしたいということでございます。 いずれも新規ですが、有限会社■●●●■は、近隣の農地でも水田の耕作管理をされており、妥当であると思います。 ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号28から番号29について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号28から番号29について承認することに決しました。 続いて番号30について、42番松島委員、補足説明をお願いします。
42番	議案第4号番号30につきまして42番松島が補足説明をさせていただきます。 番号30について、場所は▲▲▲▲地内になります。以前より、○○○○さんの圃場関係を有限会社■●●●■が借りる等されており、何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号30について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声)

議長	承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号30について承認することに決しました。 続いて番号31について、41番梅木委員、補足説明をお願いします。
41番	議案第4号番号31につきまして41番梅木が補足説明をさせていただきます。 こちらの案件は、農地中間管理機構を通した契約のため新規ということになっておりますが、以前から〇〇〇〇さんの圃場については有限会社■■■■耕作されており、引き続きということになりますので、何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号31について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号31について承認することに決しました。 続いて番号32について、43番原田委員、補足説明をお願いします。
43番	議案第4号番号32につきまして43番原田が補足説明をさせていただきます。 〇〇〇〇さんの田圃は、▲▲▲▲地区でございます。更新でございます、何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号32について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号32について承認することに決しました。 次に議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第5号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和6年3月21日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在□□□□外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積830㎡他で3,407㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番地です。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番地です。利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。 番号2、農地の所在□□□□外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積811㎡他で2,780㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番地です。経営

面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番地です。利用権設定後の経営面積は、164aです。利用目的は田。期間は5年、使用貸借です。

番号3、農地の所在 □□□□外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,746㎡他で3,071㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番地です。利用権設定後の経営面積は、194.7aです。利用目的は畑。期間は5年、使用貸借です。

番号4、農地の所在 □□□□外5筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積は1,836㎡他で9,786㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 有限会社 ■■■■、住所 ●●●●番地です。利用権設定後の経営面積は8,897.2aです。利用目的は田。期間は9か月(R6.12.31)、賃貸借です。

番号5、農地の所在 □□□□外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,799㎡他で計4,204㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番地です。利用権設定後の経営面積は855.2aです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。

番号6、農地の所在 □□□□外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積719㎡他で4,209㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番地です。利用権設定後の経営面積は270.7aです。利用目的は田。期間は6年10か月、賃貸借です。

番号7、農地の所在 □□□□外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積655㎡他で1,620㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 ■■■■株式会社、住所 ●●●●番地です。利用権設定後の経営面積は、16.2aです。利用目的は田。期間は10年、解除条件付賃貸借です。

番号8、農地の所在 □□□□外4筆。地目は登記簿/田または畑、現況/田。面積2,705㎡他で6,977㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番地です。利用権設定後の経営面積は、262.7aです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。

番号9、農地の所在 □□□□外5筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,519㎡他で8,565㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番地です。利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は田。期間は4年11か月、賃貸借です。

番号10、農地の所在 □□□□外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,564㎡他で3,635㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番地です。利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は、田。期間は3年、賃貸借です。

番号11、農地の所在 □□□□外6筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,847㎡他で

14, 080㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 農事組合法人■■■■、住所 ▲▲▲▲番地です。利用権設定後の経営面積は 2, 010aです。利用目的は田。期間は4年10か月、賃貸借です。

番号12、農地の所在 □□□□1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 894㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番地です。利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。

番号13、農地の所在 □□□□外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 738㎡ 他で11, 011㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 有限会社 ■■■■、住所、●●●●番地です。利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は田。期間は3年、賃貸借です。

番号14、農地の所在 □□□□外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2, 332㎡ 他で3, 833㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番地です。利用権設定後の経営面積は、66. 9aです。利用目的は田。期間は5年10か月、賃貸借です。

番号15から番号18まで、受け手は、農事組合法人■■■■。

番号15、農地の所在 □□□□外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2, 526㎡ 他で6, 755㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は10年9か月、賃貸借です。

番号16、農地の所在 □□□□外5筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 930㎡他で13, 282㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は10年9か月、賃貸借です。

番号17、農地の所在 □□□□外6筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積990㎡他で8, 827㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は10年9か月、賃貸借です。

番号18、農地の所在 □□□□1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2, 339㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田。期間は10年9か月、賃貸借です。

番号19、農地の所在 □□□□外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2, 864㎡他で10, 538㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番地です。利用権設定後の経営面積は、569aです。利用目的は田。期間は5年賃貸借です。

番号20、農地の所在 □□□□1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 768㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番地です。利用権設定後の経営面積は、586. 7aです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。

番号21、農地の所在 □□□□外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積693㎡他で5, 164㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地で

す。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番地です。利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は田。期間は1年、賃貸借です。

番号22、農地の所在 □□□□1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,988㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番地です。利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年1か月、賃貸借です。

番号23、農地の所在 □□□□外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,417㎡ 他で6,269㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番地です。利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年1か月、賃貸借です。

番号24、農地の所在 □□□□外7筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,351㎡ 他で9,185㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 有限会社■■■■、住所 ●●●●番地。利用権設定後の経営面積は、538.3aです。利用目的は田。期間は5年、解除条件付賃貸借です。

番号25、農地の所在 □□□□1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,341㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番地です。利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は田。期間は2年10か月、賃貸借です。

番号26、農地の所在 □□□□外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積889㎡ 他で1,250㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番地です。利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。

番号27、農地の所在 □□□□1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,335㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番地です。利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。

番号28、農地の所在 □□□□外3筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,489㎡他で5,246㎡。内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番地です。○○○○、住所 ▲▲▲▲番地です。利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は田。期間は5年、賃貸借です。

以上の案件につきましては、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事すること」の要件を満たしているものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について21番森合委員、お願いいたします。

21番	議案第5号番号1につきまして21番森合が補足説明をさせていただきます。
21番	農地につきましては、■■■■自治会内にございます。内容は再設定と言うことで、〇〇〇〇さんは昨年までこちらの圃場を的確に耕作されておりましたので、何ら問題はないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号1について承認することに決しました。 続いて番号2から番号4について、23番渡部委員、補足説明をお願いします。
23番	議案第5号番号2から番号4につきまして23番渡部が補足説明をさせていただきます。 番号2について、▲▲▲▲さんが遠くにおられるということもありまして、番号3についても、□□□□さんが適正に管理しておられますので、引き続きということで問題ないと思います。 番号4について、有限会社〇〇〇〇がきちんと管理されておりますので、何ら問題ないと考えます。 以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号2について承認することに決しました。 次、番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号3について承認することに決しました。 次、番号4について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号4について承認することに決しました。 続いて番号5について、25番石原委員、補足説明をお願いします。

25番	議案第5号番号5につきまして25番石原が補足説明をさせていただきます。
25番	□□□□さんの圃場は、国道314号線沿い、●●●●●●近くにございまして、同じ自治会内の認定農業者である△△△△さんが耕作されることになっています。△△△△さんはこの近くに圃場を持っておられますので、何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号5について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号5について承認することに決しました。 続いて番号6について、27番若月委員、補足説明をお願いします。
27番	議案第5号番号6につきまして27番若月が補足説明をさせていただきます。 該当の圃場は、■●●●●自治会、○○○○町の上のところにあります。▲▲▲▲さんがこれまで耕作をお願いされていた方がお亡くなりになりまして、このたび新たに、□□□□さんをお願いをされたところでございます。□□□□さんは非常に農業に熱心な方でございまして、管理も丁寧に行っておられます。何ら問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号6について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号6について承認することに決しました。 続いて番号7について、27番若月委員、補足説明をお願いします。
27番	議案第5号番号7につきまして27番若月が補足説明をさせていただきます。 該当の圃場は、●●●●●●地内でございます。△△△△跡の上流部に2枚あります。■●●●●さんは○○○○自治会の方ですけども、現在の住所は▲▲▲▲市ということです。受け手の□□□□株式会社は、社内に農業部門を立ち上げるということで、話し合いの結果、●●●●●●で今後耕作をしていくことになったようです。企業の農業参入でもあり、会社の業務として行われるので、適切な管理をしていただけるものと思っています。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号7について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号7について承認することに決しました。

議長	続いて番号8について、30番山田委員、補足説明をお願いします。
30番	議案第5号番号8につきまして30番山田が補足説明をさせていただきます。 この場所は、△△△△のほうへ、およそ300mくらい入ったところの、右手に■■■■さん宅が ございます。この周辺が、この5筆の田圃ということになります。このたび、同じ自治会内である〇 〇〇〇さんにこの圃場をお願いできないかということで、話ができたようでございます。〇〇〇〇さ んも、幅広く農業をやっておられます。熱心に耕作されますので、問題ないかと思われます。ご審 議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号8について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号8について承認することに決しました。 続いて番号9について、31番白名委員、補足説明をお願いします。
31番	議案第5号番号9につきまして31番白名が補足説明をさせていただきます。 ▲▲▲▲さん宅は空き家で、□□□□で生活しておられます。受け手の●●●●さんは熱 心に農業をしておられます。圃場の場所は、△△△△付近が200番台の圃場になります。そこか ら700m先のところが、100番台の圃場で、離れた場所となっています。いずれもきれいな管理が されています。再設定でもあり、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号9について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号9について承認することに決しました。 続いて番号10について、8番安部委員、補足説明をお願いします。
8番	議案第5号番号10につきまして8番安部が補足説明をさせていただきます。 ■■■■さんと〇〇〇〇さんは同じ▲▲▲▲自治会でございます。圃場のほう、少し離れて おりますけれども、〇〇〇〇さんの家とのちょうど中間点に点々と2つの圃場があるという所で、〇 〇〇〇さんもかなりのご高齢になれましたが、まだまだ元気で、10年くらいは頑張る、とおっしゃ っておりますので、再設定ということでもありますので、問題ないと解釈しております。ご審議の ほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号10について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声)

	承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号10について承認することに決しました。 続いて番号11について、8番安部委員、補足説明をお願いします。
8番	議案第5号番号11につきまして8番安部が補足説明をさせていただきます。 □□□□さんの圃場は、▲▲▲▲自治会にございまして、●●●●●●に隣接するようところでございまして。面積は多いですが、△△△△自治会から▲▲▲▲自治会に向けて、ずっと受けて耕作をしています。圃場的にも良い圃場ですので、少し面積は広いですが、十分作付が可能という判断を、農事組合法人■●●●■がなされたようです。認定農業者でもありますので、新規ですが問題ないと思っています。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号11について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号11について承認することに決しました。 続いて番号12について、34番ト藏委員、補足説明をお願いします。
34番	議案第5号番号12につきまして34番ト藏が補足説明をさせていただきます。 圃場は、○○○○○に入って、▲▲▲▲を右に曲がって5枚目に該当します。■●●●■さんは田圃の関係は非常にきちんとされております。ご自身の田圃も周辺にあり、何ら問題ないかと思っております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号12について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号12について承認することに決しました。 続いて番号13について、35番浅野委員、補足説明をお願いします。
35番	議案第5号番号13につきまして35番浅野が補足説明をさせていただきます。 場所は□□□□自治会内でございまして、●●●●●●さん宅付近の圃場です。設定を受ける有限会社△△△△により、昨年も稲の作付がなされています。周辺の圃場もしっかり管理されていますので、今後も利用権の設定により、継続した農業生産活動ができるものと見込まれます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号13について質疑に入ります。

議長	質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号13について承認することに決しました。 続いて番号14について、35番浅野委員、補足説明をお願いします。
35番	議案第5号番号14につきまして35番浅野が補足説明をさせていただきます。 場所は同じく□□□□自治会でございます。●●●●付近の圃場です。この農地では昨年まで、利用権設定により、△△△△の方により稲の作付が行われていました。このたび、新たに■ ■ ■さんが借受人となります。■ ■ ■さんは、近くの○○○○自治会に住んでおられ、水稻農業に意欲的に取り組んでおられまして、この農地についても引き続き、農業生産活動ができるものと見込まれます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号14について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号14について承認することに決しました。 続いて番号15から番号18について、36番川西委員、補足説明をお願いします。
36番	議案第5号番号15から番号18につきまして36番川西が補足説明をさせていただきます。 いずれも、農事組合法人○○○○が新規で耕作されるということです。農事組合法人○○○○は、稲作において、適切に運営管理をされており、何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号15から番号18について質疑に入ります。 質疑ございませんか。8番安部委員。
8番	賃借料ですが、10a当たりの金額が2つ表示されています。これは1筆ごとに仕分けをされているという解釈でよろしいでしょうか。
議長	事務局は説明をお願いします。
事務局	筆ごとに10a当たりの単価が違うと言うことでご理解いただきたいと思います。
8番	わかりました。

議長	他にございませんか。 (はいの声)
議長	承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号15から番号18について承認することに決しました。 続いて番号19から番号20について、37番小池委員、補足説明をお願いします。
37番	議案第5号番号19から番号20につきまして37番小池が補足説明をさせていただきます。 番号19については、新規でございますけれども、▲▲▲▲さんは水稻の専業農家をされており、意欲的に規模拡大を計っておられ、これからも更に頑張っておられます。 番号20については、再設定ということで、よく管理されておられます。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号19から番号20について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号19から番号20について承認することに決しました。 続いて番号21について、39番大塚委員、補足説明をお願いします。
39番	議案第5号番号21につきまして39番大塚が補足説明をさせていただきます。 場所は□□□□地内にございまして、長年にわたり、●●●●さんの田圃を△△△△さんが作っておられ、再設定となっています。特段問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号21について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号21について承認することに決しました。 続いて番号22から番号23について、受け手が同じ■●●●さんでございますので、38番堀尾委員、続けて補足説明をお願いします。
38番	議案第5号番号22から番号23につきまして38番堀尾が補足説明をさせていただきます。 番号22について、場所は○○○○から100m先の、国道沿いの農地です。 番号23について、先ほどの農地から400mほど行きますと、▲▲▲▲に入る入口があります。そこに入って、400mくらい行きますと、■●●●さんのご自宅が見えます。その付近にある2筆の農地と、さらに100mほど□□□□方面へ行きますと、連続してある3筆の農地です。 ■●●●さんは、このお二方の農地を、以前から耕作、管理されております。更新ですので何

	の問題もないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号22から番号23について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号22から番号23について承認することに決しました。 続いて番号24について、41番梅木委員、補足説明をお願いします。
41番	議案第5号番号24につきまして41番梅木が補足説明をさせていただきます。 こちらの対象地につきましては、昨年9月に相続が発生いたしまして、●●●●さんが相続人ということになります。●●●●さんには農業を営営されていますが、△△△△に住所を移されています。対象地は■●●■ということで、離れていることもあり、有限会社○○○○へ経営拡大ということでお願いしたところでございます。両者は親戚関係ということもあり、今回こういった話になりました。問題なくやっていただけたと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号24について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号24について承認することに決しました。 続いて番号25について、43番原田委員、補足説明をお願いします。
43番	議案第5号番号25につきまして43番原田が補足説明をさせていただきます。 ▲▲▲▲さんの田圃は、□□□□地内でございまして、隣がちょうど●●●●さんの田圃であるということで、更新でもあり、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号25について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号25について承認することに決しました。 続いて番号26について、43番原田委員、補足説明をお願いします。
43番	議案第5号番号26につきまして43番原田が補足説明をさせていただきます。 農地は△△△△地区でございまして、■●●■さんの田圃の隣に○○○○さんの田圃があるということで、今までも耕作しておられます。これも問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお

	願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号26について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号26について承認することに決しました。 続いて番号27から番号28について、43番原田委員、補足説明をお願いします。
43番	議案第5号番号27から番号28につきまして43番原田が補足説明をさせていただきます。 番号27について、▲▲▲▲さんの田圃は〇〇〇〇地内にありますが、長年、□□□□さんが、今までも耕作しておられまして、問題ないと思います。 番号28について、●●●●さんですが、▲▲▲▲さんとは親子関係です。今回、改めて□□□□さんが新しく耕作するということで、これも問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて番号27から番号28について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第5号番号27から番号28について承認することに決しました。 事務局、その他について何かございますでしょうか。
事務局	○奥出雲農業委員会より、69,000円を、能登半島地震義援金としてお送りいたしました。 ご協力ありがとうございました。
議長	ありがとうございました。本日上程いたしました議案は以上でございます。 次回の総会は4月23日(火)9時から、横田庁舎3階大会議室で開催します。 以上で本日の総会を終わります。